

# 榎地区まちづくり説明会

## 【主なご意見等と市の回答】

日時：令和3年6月25日（金）19：00～20：00  
6月26日（土）10：00～11：00  
場所：さくらホール（市民会館）小ホール

### 【主なご意見等と市の回答】

意見・質問	市の回答
令和3年6月25日（金）19：00～20：00	
榎地区以外の地区でもまちづくり説明会は行っているのか。	現在、他地区でまちづくり説明会は行っていません。
今回の道路計画はどのような経緯で決定されたのか。	平成13年の日産自動車村山工場跡地利用構想や平成16年のまちづくり基本方針での道路に関する位置づけ及び平成29年のアンケート調査等で道路の東西ネットワークを望む声が多かったことを踏まえ、課題の整理等を行い、今回の道路計画を検討してきました。
今回の説明会内容は、榎地区の中央部分に道路を通すことについての説明と捉えてよいのか。	今回の説明内容は、榎地区まちづくり事業として、榎一丁目の一部、榎二丁目全域において進めている事業について、これまでの進捗を踏まえた説明です。
榎地区のまちづくりは、今回の道路をつくるだけで終わってしまうのか。防災上、狭あい道路の整備もしてほしい。	今後、狭あい道路の整備や他の計画等を整えながら検討していく方針になっています。狭あい道路の整備に関するご意見は、担当所管である道路下水道課に伝え、連携して検討を進めていただきたいと思います。
真如苑の土地に道路計画はあるのか。また、他の道路との連携はどうなっているのか。	真如苑所有地内の道路については、整備時期は未定だが、南北の道路や東西の道路に関して整備が予定されています。整備時期が具体的になれば、皆様にお示しします。
来年位から道路工事に着工するのか。	都市計画決定の告示を今年度11月頃に予定しており、その後に事業手法等を検討するため、道路工事の着工はその先になります。
具体的な道路線形はいつごろ示されるのか。	具体的な線形については、8月末に予定している次回の説明会でお示しします。
他地域に自転車通行帯を設けた道路幅員が17mの道路があるが検討してみてもどうか。	自転車通行帯の幅員については、自転車通行帯の幅を1.5メートル程度と安全に通行出来る幅を確保し、歩行者と分けたうえで道路幅員を16メートル程度と考えております。
道路線形は複数パターン示されるのか。	道路構造や安全性の確保を考え、いろいろな角度で検討し、関係機関との協議を踏まえた概略図をお示ししています。
まちづくりにおける防犯対策についてはどのように考えているのか。	令和3年3月31日に東京都が通学路に設置していた防犯カメラ等の期限が切れるという話を所管課の防災安全課からは聞いています。今後、市民の皆さまのご意見を踏まえて協議をしていきたいとのことでした。榎地区のまちづくりの観点からも、防犯対策について皆様と協議していきたいと考えています。

意見・質問	市の回答
6月26日(土) 10:00~11:00	
工事が始まる時期と完了はいつごろになるのか。	詳しい工事の着手や完了時期については決まっていますが、目標として、市の新庁舎が令和11年度から令和13年度に移転する計画がありますので、できれば、それまでに完了できればと考えています。
道路計画は決定事項か。	関係機関と協議中ですが、協議が整い次第、都市計画手続きを経て、決定していきたいと考えています。
具体的な線形はどうなっているのか。	道路の具体的な線形については、次回8月末に予定している説明会でお示しさせていただきたいと考えています。
いつどのような経緯で道路計画がされたのか。	平成13年の日産自動車村山工場跡地利用構想や平成16年のまちづくり基本方針での道路に関する位置づけや平成29年のアンケート調査等で道路の東西ネットワークを望む声が多かったことを踏まえ、課題の整理等を行い、今回の道路計画を検討してきました。
工事が始まる時期と完了はいつごろになるのか。	現時点では、未定です。今後、事業手法を検討するために意向調査を行い、ある程度の整備手法がまとまった段階で、詳細なスケジュールをお伝えすることができると思います。
道路計画が所有している土地にかぶっているが、いつ頃引っ越しを検討すればよいのか。	現段階では、詳細なスケジュールが決まっていないため、引越しのお願いの時期などについてお答え出来ない状況です。今後、個別にお話をさせていただきたく思っております。
日産自動車村山工場跡地付近の南北の道路を検討してほしいと考えているが、道路計画はどうなっているのか。	跡地内の南側の東西道路の他、南北の道路についても、立川市等関係機関と協議を進めながら将来、築造していくという予定になっています。現在、関係機関と協議を進めているところでありますが、新青梅街道まで抜ける計画はないが、日産自動車村山工場跡地内においては縦に抜ける道路が整備される予定です。
11月の告示により、強制的な移転等が起こるのか。	新しく建築する場合は、一定の制限等もかかりますが、既存のお住まいの方に、計画道路が決定されたとしても、特段強制力がかかるということはありません。また、告示後すぐに強制的に退去などをお願いすることはございません。
告示前に合意形成はあるのか？	合意形成については、次年度以降に皆様方に意向調査をするなどして、合意形成を図っていきたいと考えています。
榎地区に残りたいが、榎地区以外の代替地に移動しないといけないということもあるのか。	皆様と個別に協議を行うなどし、事業手法を検討していきたいと考えています。
榎地区の南側の道路の狭い市道45号線及び46号線の整備は行われぬのか。榎地区のまちづくりは今回の道路をつくるのが目的なのか。	南側の市道45号線、46号線については、第5次長期総合計画で狭あい道路拡幅整備計画の策定が方針として挙げられています。所管部署で、狭あい道路の整備について検討されていくと考えています。